

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表 1 から別表 9 の（い）欄により諮問のありました件（以下「本件諮問」という。）について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表 1 の（か）欄に記載の決定は妥当である。

実施機関が行った別表 2 から別表 9 の（か）欄に記載の決定に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表 1 から別表 9 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 から別表 9 の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 別表 1 から別表 9 の（か）欄に記載の決定

実施機関は、別表 1 から別表 3 及び別表 6 から別表 9 の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、公開しない理由を別表 1 から別表 3 及び別表 6 から別表 9 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき別表 1 から別表 3 及び別表 6 から別表 9 の（か）欄に記載の部分公開決定を、別表 5 の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき別表 5 の（か）欄に記載の公開決定を、また、本件各請求のうち公文書を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表 4 の（く）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき別表 4 の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 から別表 9 の（け）欄に記載の年月日に、別表 1 から別表 9 の（か）欄に記載の決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表 1 から別表 9 の（こ）欄に記載のとおりである。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表 1 から別表 9 の（さ）欄に記載のとおりである。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7 条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第 7 条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいふまでもない。

2 別表 1 の（か）欄に記載の決定について

(1) 平成 22 年 1 月 22 日付け大情審答申第 262 号（以下「先例答申 1」という。）について

当審査会は、先例答申 1 において、異議申立ての対象となっている「住吉区民生委員・児童委員の名簿（平成 21 年 4 月 1 日現在）」に記載された、住吉区に係る民生委員協議会ごとに民生委員の氏名、住所（町名以下）及び電話番号のうち、住所及び電話番号について、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウに該当しないことから、非公開とすべきであると判断している。

(2) 別表 1 の（か）欄に記載の決定について

当審査会において見分したところ、別表 1 の（き）欄に記載の公文書は、作成時期が異なるものの、先例答申 1 における対象文書が更新されたものであり、民生委員の住所という非公開部分も先例答申 1 と同様である。

本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申 1 における

非公開情報該当性の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

3 別表2及び別表3の(か)欄に記載の決定について

(1) 平成23年3月18日付け大情審答申第291号(以下「先例答申2」という。)について

当審査会は、先例答申2において、異議申立人は、実施機関が決定通知書の公開日時等欄に、「別途調整させていただきます。」と記載して決定を行ったことに対して、公文書の公開の可否ではなく、決定通知が大阪市情報公開条例解釈・運用の手引の記載に則って行われなかったことを理由として決定の取消しを求める異議申立てをしているが、当該異議申立ての利益の有無について、取消しの可否を争うまでもなく、申立ての利益を有しておらず不適法となることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきであると判断している。

(2) 別表2及び別表3の(か)欄に記載の決定について

別表2及び別表3に記載の異議申立ては、先例答申2における異議申立てと趣旨が同一であり、先例答申2における異議申立ての適法性についての判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

4 別表4及び別表5の(か)欄に記載の決定について

(1) 平成24年12月3日付け大情審答申第327号(以下「先例答申3」という。)について

当審査会は、先例答申3において、異議申立ての趣旨が、公開請求に係る公文書の特定の妥当性を争うものではなく、公文書の作成を求めるというものであり、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていることは明らかであり、不適法となることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきであると判断している。

(2) 別表4及び別表5の(か)欄に記載の決定について

別表4及び別表5に記載の異議申立ては、先例答申3における異議申立てと趣旨が同一であり、先例答申3における異議申立ての適法性についての判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

5 別表6から別表8の(か)欄に記載の決定について

(1) 平成23年1月28日付け大情審答申第285号(以下「先例答申4」という。)について

当審査会は、先例答申4において、異議申立ての趣旨が、実施機関が対象文書として特定した公文書の誤記載の訂正と原決定の取消しを求めるという実施機関の公文書管理に係る事務処理上の問題に関する指摘であり、公文書の再作成を求めるという異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていることは明らかであり、行服法第47条第1項に基づき不適法となることから、却下すべきであ

ると判断している。

(2) 別表 6 から別表 8 の (か) 欄に記載の決定について

別表 6 から別表 8 に記載の異議申立ては、先例答申 4 における異議申立てと趣旨が同一であり、先例答申 4 における異議申立ての適法性についての判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

なお、別表 6 に記載の異議申立てについて、(こ) 欄の記載は全体として公開の可否を争う趣旨ではないと判断したところである。

6 別表 9 の (か) 欄に記載の決定について

(1) 平成 24 年 12 月 3 日付け大情審答申第 331 号 (以下「先例答申 5」という。) について

当審査会は、先例答申 5 において、異議申立ての趣旨が、決定通知書の備考欄に記載することを求めていると解されるが、備考欄の記載を求めることは異議申立てをすることができない事項に当たると解され、本件異議申立ては不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきであると判断している。

(2) 別表 9 の (か) 欄に記載の決定について

別表 9 に記載の異議申立ては、先例答申 5 における異議申立てと趣旨が同一であり、先例答申 5 における異議申立ての適法性についての判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、これと同一の判断に至った。

7 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

別表 1

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 28 号
(い)	諮問	平成 24 年 6 月 5 日付け大住吉保生第 193 号
(う)	請求日	平成 24 年 4 月 11 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	本年 4 月 2 日付「大阪市政における違法行為等に関する調査報告」(最終報告) 文中 ①63 ページにある資料 28 (別紙) の住吉区分における ・38 団体の管理等しているという名簿 ②28 ページにある「通報事案の調査を、所属部局に任せきりにしている場合がある。」が分かる全文書。 のうち、①について
(お)	担当	住吉区役所 保健福祉課 (生活支援)
(か)	決定	平成 24 年 4 月 25 日付け大住吉保生第 76 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	住吉区民生委員協議会名簿
(く)	公開しない理由	条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) 個人の住所及び電話番号は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 5 月 7 日
(こ)	異議申立人の主張	民生委員・児童委員及び主任児童委員の住所は公開すること PR 標示板を見れば民生委員等の住所は書かれており分かる。 今回の異議は住所のみの公開を求めているものであり前回(住所と電話番号)とは性格が違う。
(さ)	実施機関の主張	同一異議申立人より、同様の文書の同一の非公開部分についてなされた異議申立てについて、先例答申 1 において、審査会より、非公開が妥当であるとの判断がなされている。
(し)	備考	(え) 欄に記載の旨の公開請求のうち、②については、人事室人事課が決定を行っている。

別表 2

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 123 号
(い)	諮問	平成 24 年 11 月 9 日付け大総務監第 95 号
(う)	請求日	平成 24 年 9 月 5 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	平成 23 年 5 月 9 日に公益通報した事案に関する平成 24 年 8 月 28 日付けの結果通知について、当該通知に至るまでの全文書を求める。
(お)	担当	総務局 監察課
(か)	決定	平成 24 年 9 月 19 日付け大総務監第 74 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	・第 204 回公正職務審査委員会審議資料 (資料 5) ・第 204 回公正職務審査委員会 会議要旨 ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (供覧) 第 204 回公正職務審査委員会で新たに調査に着手するとされた案件(資料 5・5-2)

		・第 226 回公正職務審査委員会審議資料 第 225 回委員会で審議し、処理を終了するもの（資料 1－2） ・第 226 回公正職務審査委員会 会議要旨 ・第 2 回公正職務審査委員会（第 1 部会）審議資料 第 246 回委員会で審議し、処理を終了するもの（資料 1－3） ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について（供覧） 第 2 回公正職務審査委員会（第 1 部会）で審議し、処理を終了することとされた案件（資料 1－3）
(く)	公開しないこととした部分及び理由	(ア) 通報者の氏名、住所、通報者の行為等、通報者が特定される情報 (イ) 通報内容に関する職員の氏名、補職名等（これらが特定される情報も含む） (ウ) 通報内容に関する法人等の名称 (エ) 大阪市公正職務審査委員会審議資料中の「通報についてのご連絡」の具体的な通知文案の内容 (オ) 公益通報処理報告書（第 4 号様式）中の調査方法及び調査結果の内容（その他の資料中の当該情報等を含む） (カ) 審議中の案件の案件名、案件番号及び審議内容等（これらが特定される情報も含む） 条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) (ア) (イ) の情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第 7 条第 2 号に該当 (説明) (ウ) の情報は、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。 条例第 7 条第 5 号に該当 (説明) (エ) の情報は、公正職務審査委員会での決定前の未成熟な情報であり、これを公開することにより、公益通報の処理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 7 条第 5 号に該当 (説明) (オ) の情報は、公正職務審査委員会による調査手法に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態

		に即した適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第 7 条第 7 号に該当 (説明) (ア) の情報は、公益通報者等を識別できる情報に該当し、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第 17 条第 3 項で公開しないこととされており、条例第 7 条第 7 号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。 条例第 7 条第 7 号に該当 (説明) (カ) の情報は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、事件の処理が終了するまでは公開してはならないと規定されており、条例第 7 条第 7 号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。ただし、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第 17 条第 2 項の規定により除外される情報を除く。
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 10 月 12 日
(こ)	異議申立人の主張	各決定通知書の公開の日時が「別途調整させていただきます」とある。勝手に市職員が決めて良いのか。 条例第 14 条違反である。その運用を見ると、実施機関が日時及び場所を指定する際には、やむ得ない場合を除き、公開請求者と事前に調整するように努めるとある。
(さ)	実施機関の主張	異議申立人が、公開の実施日として指定した日が、(か) 欄に記載の決定から 60 日以上後で異議申立期間を過ぎてしまうことから、また、(か) 欄に記載の決定の翌日に異議申立人と面談する予定があったことから、その場で調整するという想定の下、「別途調整させていただきます」と記載したところであり、異議申立人に対して不利益を与えようという意図で行ったものではない。なお、予定どおり (か) 欄に記載の決定の翌日に面談し、公開の実施日を調整した。

別表 3

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 124 号
(い)	諮問	平成 24 年 11 月 9 日付け大総務監第 97 号
(う)	請求日	平成 24 年 9 月 5 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	公益通報に係る平成 24 年 8 月 28 日付けの結果通知について、当該通知に至った全文書の公開を求める。
(お)	担当	総務局 監察課
(か)	決定	平成 24 年 9 月 19 日付け大総務監第 76 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	・ 第 185 回公正職務審査委員会審議資料 (資料 5) ・ 第 185 回公正職務審査委員会 会議要旨 ・ 大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (供覧) 第 185 回公正職務審査委員会でも新たに調査に着手するとされた案件 (資料 5)

		・第 226 回公正職務審査委員会審議資料 第 225 回委員会で審議し、処理を終了するもの（資料 1－2） ・第 226 回公正職務審査委員会 会議要旨 ・第 2 回公正職務審査委員会（第 1 部会）審議資料 第 246 回委員会で審議し、処理を終了するもの（資料 1－3） ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について（供覧） 第 2 回公正職務審査委員会（第 1 部会）で審議し、処理を終了することとされた案件（資料 1－3）
(く)	公開しないこととした部分及び理由	別表 2 の (く) 欄と同じ。
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 10 月 12 日
(こ)	異議申立人の主張	別表 2 の (こ) 欄と同じ。
(さ)	実施機関の主張	別表 2 の (さ) 欄と同じ。

別表 4

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 19 号
(い)	諮問	平成 24 年 5 月 25 日付け大住吉市民第 33 号
(う)	請求日	平成 24 年 3 月 2 日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	平成 24 年度住吉区（暫定）運営方針の[2－1－2 地域担当制の強化]の前年度までの実績にある ・地域担当者連絡会議の開催 7 回に関する全文書
(お)	担当	住吉区役所 市民協働課
(か)	決定	平成 24 年 3 月 16 日付け大住吉市民第 198 号による不存在による非公開決定
(き)	公文書の件名	
(く)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	地域情報の共有化、認識の共有化を図るため地域担当者連絡会議を開催しているが、レジュメ等は作らず、自由に話し合いをする形式をとっており、現時点において、当該公文書は存在しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 4 月 27 日
(こ)	異議申立人の主張	なぜ、地域担当制を担当する係長に記録を残す様に言わないのか。 住吉区役所勤務の地方公務員は説明責任を果たせ。文書を残せ。
(さ)	実施機関の主張	地域担当者連絡会議の設置目的は、地域担当者間で地域情報の共有化、認識の共有化を図るために開催することとしているが、平成 23 年度中の開催 7 回については、地域へどの様に入っていくのか、地域の役員等と面識を作り、顔と顔の信頼関係を築くためにはどの様にしていくことが重要かなどの課題を自由に話し合う形で議論してきた。地域への入り方や地域の役員等との信頼関係の築き方などについて、各地域担当者の経験や考え方を話してもらい、それぞれが必要なところを今後の活動に活かしていくことを優先して議論してきたものである。 よって、地域情報や地域課題を共有化するところまで議論が進んでおらず、地域担当者制が充実した制度となるように意見交換を行ってもらっていたことから、レジュメ等は作成せず、議事録等も作成していない。

別表 5

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 61 号
(い)	諮問	平成 24 年 8 月 17 日付け大住吉市民第 116 号
(う)	請求日	平成 24 年 5 月 8 日
(え)	請求する公文書の 件名又は内容	住吉区における ・平成 24 年度 市民協働課 職員事務分担表 ・平成 24 年度 総務課 職員事務分担表 のうち市民協働課分
(お)	担当	住吉区役所 市民協働課
(か)	決定	平成 24 年 5 月 22 日付け大住吉市民第 30 号による公開決定
(き)	公文書の件名	平成 24 年度 市民協働課職員事務分担表
(く)	公開しない理由	
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 7 月 20 日
(こ)	異議申立人の主張	平成 23 年度まで詳細な事務分担表を公開してきたが、平成 24 年度の担当者は、必要性がないので(き)欄に記載の文書しか作成しておらず又それしか公開しないと言う。 いつから大阪市の公文書の作成及び公開の方針が変わったのか。 なぜ詳細な事務分担表がないのか。 住吉区だけ職員の質が毎年劣化し続け、遂に最低の仕事もしていない。
(さ)	実施機関の主張	職員事務分担表については、大阪市全体で統一した様式があるものではなく、住吉区役所市民協働課が平成 24 年 4 月からの業務執行にあたり、必要な要件等を備えたものを作成している。また、(き)欄に記載の文書以外により詳細な項目が記載された他の公文書についても、そもそも作成していないため、存在しない。
(し)	備考	(え)欄に記載の旨の公開請求のうち、総務課分については、別途、公開決定を行っている。

別表 6

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 44 号
(い)	諮問	平成 24 年 6 月 19 日付け大総務監第 30 号
(う)	請求日	平成 24 年 4 月 20 日
(え)	請求する公文書の 件名又は内容	公益通報に係る平成 24 年 4 月 9 日付け結果通知の文中にある「情報公開室監察部（当時）による調査の結果」が分かる全文書
(お)	担当	総務局 監察課
(か)	決定	平成 24 年 5 月 7 日付け大総務監第 11 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	公益通報処理報告書（22－1－270）及び関係資料
(く)	公開しないこととした部分及び理由	(ア) 通報者の氏名、住所、電話番号、通報者の手書き文字等、通報者が特定される情報 (イ) 職員の職員番号、通報内容に係る補職名 (ウ) 公益通報処理報告書中の調査方法及び調査結果の内容（関係資料中の当該情報を含む） 条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) (ア) (イ) の情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「個人に関する情報」

		であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第5号に該当 (説明) (ウ)の情報は、公正職務審査委員会による調査手法に関する情報及び本件調査における関係所属からの調査結果等に関する情報であり、公開することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、関係所属からの協力や関係所属内の当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 条例第7条第7号に該当 (説明) (ア)の情報は、公益通報者等を識別できる情報に該当し、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第17条第3項で公開しないこととされており、条例第7条第7号の「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報」に該当するため。
(け)	異議申立て年月日	平成24年5月21日
(こ)	異議申立人の主張	公開された第222回公正職務審査委員会の会議時に出された資料の内容に間違いがある。㊟20人→㊟21人 ①正しい文書を作成し公開する事。 ②又、公開された文書はほとんどが黒塗りされており、その中にも間違いがあるのではないかと大いなる疑念を抱いている。 本件は無能な市職員達による市民の権利が阻害された事故であるので、再度内容を精査し直し無用なマスキングを排除した文書の公開をする事。 当時の公正職務担当の市職員達は、なぜ間違いが発見できなかったのか。他にも大量に事実誤認があるかもしれないが、ほとんどマスキングされているので異議申立人には分からない。 資料を精査せず、内容も確認せず受け付けて、審議をした3名の委員に間違った判断をなぜさせたのか。 その上、なぜ18ヵ月も過ぎているのに審議が終了しないのか。 市職員達が無能であるからであろう。
(さ)	実施機関の主張	(く)欄(ア)については、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。さらに、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第17条第3項で公開しないこととされており、条例第7条第7号に該当する。 (く)欄(イ)のうち、「職員番号」について、「職員番号」とは本市職員の勤務記録等の情報管理を効率的に行うために、職員固有の7桁の数字を番号として付番したものであり、職員の個人情報の管理にも使用されていることから、条例第7条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、

		ウのいずれにも該当しない。 (く) 欄(イ)のうち、「通報内容に係る補職名」については、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、公益通報による通報の対象者であり、公益通報の対象となったという情報は職務執行に係る情報に含まれる職員の氏名ではないため、同号ただし書ア及びウには該当しない。また、個人の正当な権利利益よりも、公開することにより得られる公益が優越する場合には当たらないので、同号ただし書イには該当しない。 (く) 欄(ウ)については、公開すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に明らかになる可能性があり、今後の同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねず、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねない。 なお、平成24年7月23日付け大個審答申第53号においても同趣旨の見解が述べられている。
--	--	--

別表7

(あ)	諮問受理番号	平成24年度諮問受理第145号
(い)	諮問	平成24年12月13日付け大市民第1095号
(う)	請求日	平成24年6月1日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	平成23年度大阪州市市民交流センター事業報告書及び精算書(すみよし北・すみよし南・ひがしすみよし分)
(お)	担当	市民局 総務課(施設管理グループ)
(か)	決定	平成24年6月15日付け大市民第298号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	平成23年度大阪州市市民交流センター事業報告書及び精算書(すみよし北・すみよし南・ひがしすみよし)
(く)	公開しない理由	条例第7条第2号に該当(説明) 法人の代表者の印影は、法人の事業者の経営上又は事業活動を行ううえでの内部管理に属する事項に関する情報であって、これを公にすることにより、偽造等のおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成24年7月6日
(こ)	異議申立人の主張	事業報告書において、曜日と年度といった間違いが散見される。なぜ市職員であるこの担当者達は、市民に厚顔無恥にこんなデタラメな公文書を公開してくるのか。市民から間違いを指摘されなければこの担当達は自浄機能すらないのか。故に正しい(マチガイのない)公文書の公開を求める。
(さ)	実施機関の主張	異議申立人から、「本日本件異議申立書を送付したが、本日中に修正後の文書を送付するのであれば、本件異議申立ては取り下げる」旨の電話があり、同日、修正した文書を送付した。 異議申立人の指摘については、実施機関の確認が不十分であったため、気付かなかったものであり、今後こういったことがないよう十分留意してまいりたい。

別表 8

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 204 号
(い)	諮問	平成 25 年 1 月 11 日大住吉市民第 201 号
(う)	請求日	平成 23 年 7 月 6 日
(え)	請求する公文書の 件名又は内容	住吉防火協力会、交通安全協会、防犯協会、保健協会、体育厚生協会、 青少年指導員連絡協議会の会則、会員名簿及び平成 22 年度の決算に関する 全文書
(お)	担当	住吉区役所 市民協働課
(か)	決定	平成 24 年 10 月 26 日付け大住吉市民第 144 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	・平成 22 年版「大阪市住吉区団体名簿」の「住吉防犯協会」のページ ・平成 22 年版「大阪市住吉区団体名簿」の「住吉交通安全協会」のペー ジ
(く)	公開しない理由	条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) 個人の氏名(会長及び委員長、本市職員、警察署職員を除く)、個人の 住所及び電話番号並びに個人の役職名(本市職員及び警察職員を除く)は、 個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別する ことができ、また個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ 同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成 24 年 12 月 14 日
(こ)	異議申立人の主張	公開された文書を見ると、同一人物の名前について、別の頁で違う漢字 が使用されている。 至急正しい文書を出せ。
(さ)	実施機関の主張	実施機関は、審査会の答申に基づき、(き)欄に記載の文書を特定し、 情報公開制度に従って、請求時に存在する公文書を加工することなく交付 したものである。
(し)	備考	(え)欄に記載の公開請求のうち、交通安全協会及び防犯協会について、 実施機関は、平成 23 年 7 月 20 日付け大住吉市民第 65 号により不存在に よる非公開決定を行っている。両団体以外の団体に係る各公文書について は、公開決定又は部分公開決定を行っている。 当該決定に対して異議申立てがなされたが、当審査会は、答申第 322 号により当該決定を一部取り消し、改めて公開決定等を行うべきであると 判断したところ、実施機関は、(か)欄に記載の決定を行った。

別表 9

(あ)	諮問受理番号	平成 24 年度諮問受理第 131 号
(い)	諮問	平成 24 年 11 月 21 日付け大住吉総第 163 号
(う)	請求日	平成 24 年 10 月 3 日
(え)	請求する公文書の 件名又は内容	住吉区役所の区長・副区長と総務課員・市民協働課員で、平成 24 年 9 月 24 日及び 25 日に休んだ職員及びその理由が分かる全文書のうち、総務 課員分
(お)	担当	住吉区役所 総務課
(か)	決定	平成 24 年 10 月 17 日付け大住吉総第 141 号による部分公開決定
(き)	公文書の件名	・出勤簿一覧(区長、副区長及び総務課の職員のうち、平成 24 年 9 月 24

		日及び平成24年9月25日に夏季休暇を取得した者の分で勤務情報システムから用紙に出力したもの) ・その他不在状況一覧(区長、副区長及び総務課の職員のうち、平成24年9月24日及び平成24年9月25日に夏季休暇を取得した者の分で勤務情報システムから用紙に出力したもの) ・夏季休暇の申請に対する承認が分かる文書(区長、副区長及び総務課の職員のうち、平成24年9月24日及び平成24年9月25日に夏季休暇を取得した者の分で勤務情報システムから用紙に出力したもの)
(く)	公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) 職員番号は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(け)	異議申立て年月日	平成24年10月26日
(こ)	異議申立人の主張	「公文書の件名」に、夏季休暇を取得した者とある。なぜこんな決定をしたのか聞くと、9月24日・25日にはこの休暇しか取得した職員がいなかったと初めて説明した。それならば行政の説明責任として、「備考」欄に夏季休暇以外の条例・規則に定められた休暇を取得した職員は居ないと表示すべきではないか。
(さ)	実施機関の主張	住吉区役所は、(き)欄に記載の文書によって、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨である平成24年9月24日及び平成24年9月25日に休暇を取得した職員及びその休暇取得理由が特定できることから、(か)欄に記載の決定を行った。 なお、異議申立人は、決定書の備考欄を使って夏季休暇以外の条例・規則に定められた休暇を取得した職員は居ないと表示すべきである旨主張している。 この点、平成22年1月22日付け大情審答申第260号において、「備考欄は、当該決定に際し、実施機関の主体的な判断のもと、請求者に通知しておくべき内容がある場合に活用する欄として設けられている趣旨と解される」旨審査会から実施機関に対して答申されている。 実施機関としては、(か)欄に記載の決定の理由付記には不備がなく、また、備考欄に特段の記載がないことも不備にあたるとはいえないと考える。
(し)	備考	(え)欄に記載の旨の公開請求のうち、市民協働課分については、別途、部分公開決定を行っている。